

決 定 要 旨

被 審 人（本店） 東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号
（商号） 株式会社東研

上記被審人に対する平成 23 年度（判）第 14 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法 185 条の 6 の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 3108 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 10 月 25 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項 2 号及び 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 8 月 24 日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別 紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条 1 項 2 号及び 4 号に該当

被審人は、東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号に本店を置き、その発行する株券が大阪証券取引所ジャスダック市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第 1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 19 年 1 月 30 日	第 37 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書	平成 18 年 5 月 1 日 ～平成 18 年 10 月 31 日 の中間連結会計期間	中間連結 損益計算書	連結中間純損益が▲122 百万円であるところを 7 百万円と記載	・売上の前倒し 計上
2	平成 19 年 7 月 31 日	第 37 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 18 年 5 月 1 日 ～平成 19 年 4 月 30 日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲179 百万円であるところを▲80 百万円と記載	・売上の前倒し 計上
3	平成 20 年 9 月 12 日	第 39 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 20 年 5 月 1 日 ～平成 20 年 7 月 31 日 の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,555 百万円であるところを 1,961 百万円と記載	・売掛金の過大 計上等
4	平成 21 年 7 月 30 日	第 39 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成 20 年 5 月 1 日 ～平成 21 年 4 月 30 日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,113 百万円であるところを 1,436 百万円と記載	・売掛金の過大 計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成21年 9月11日	第40期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年5月1日 ～平成21年7月31日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が976百万円であるところを1,317百万円と記載	・売掛金の過大計上等
6	平成21年 12月4日	第40期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年8月1日 ～平成21年10月31日 の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,011百万円であるところを1,366百万円と記載	・売掛金の過大計上等
7	平成22年 3月12日	第40期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成21年11月1日 ～平成22年1月31日 の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,247百万円であるところを1,598百万円と記載	・売掛金の過大計上等
8	平成22年 7月27日	第40期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成21年5月1日 ～平成22年4月30日 の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲103百万円であるところを34百万円と記載	・売上の前倒し計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が1,365百万円であるところを1,758百万円と記載	
9	平成22年 9月13日	第41期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成22年5月1日 ～平成22年7月31日 の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,370百万円であるところを1,765百万円と記載	・売掛金の過大計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

第2

平成21年12月4日、第39期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書及び第40期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月24日、3,574,000株の株式を357,400,000円で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

2 法令の適用

上記1の第1の表に掲げる事実につき

番号1

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）172条の2第2項前段、金融商品取引法24条の5第1項

番号2

旧金融商品取引法172条の2第1項本文、金融商品取引法24条1項

番号1及び同2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法185条の7第2項及び平成20年内閣府令第79号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の2を適用する。

番号3

旧金融商品取引法172条の2第2項前段、金融商品取引法24条の4の7第1項

番号4

旧金融商品取引法172条の2第1項本文、金融商品取引法24条1項

番号3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに

旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び平成 20 年内閣府令第 79 号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 2 を適用する。

番号 5、同 6 及び同 7

金融商品取引法 172 条の 4 第 2 項前段、24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 8

金融商品取引法 172 条の 4 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 5 から同 8 までは、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 を適用する。

番号 9

金融商品取引法 172 条の 4 第 2 項前段、24 条の 4 の 7 第 1 項

上記 1 の第 2 に掲げる事実につき

金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項、3 項、5 条 1 項、3 項、176 条 2 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1 及び同 2

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項及び 2 項の規定により、被審人の第 37 期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（以下「第 37 期半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 37 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- (1) 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（117,843 円）

が

(2) 3,000,000 円

を超えないことから、

第 37 期半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

第 37 期有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、第 37 期半期報告書及び第 37 期有価証券報告書が、いずれも第 37 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び平成 20 年内閣府令第 79 号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 2 の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第 37 期半期報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000$ 円

第 37 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000$ 円

となる。

番号 3 及び同 4

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項及び 2 項の規定により、被審人の第 39 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 39 期第 1 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 39 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

(1) 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (43,835 円)

が

(2) 3,000,000 円

を超えないことから、

第 39 期第 1 四半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

第 39 期有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、第 39 期第 1 四半期報告書及び第 39 期有価証券報告書が、いずれも第 39 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び平成 20 年内閣府令第 79 号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 2 の規定により、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第 39 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

第 39 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 5、同 6、同 7 及び同 8

金融商品取引法 172 条の 4 第 1 項及び 2 項の規定により、被審人の第 40 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 40 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 40 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 40 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 40 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- (1) 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 40 期第 1 四半期報告書	44,754 円
第 40 期第 2 四半期報告書	48,276 円
第 40 期第 3 四半期報告書	54,731 円
第 40 期有価証券報告書	53,370 円

が

- (2) 6,000,000 円

を超えないことから、

第 40 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 40 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 40 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 40 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 40 期第 1 四半期報告書、第 40 期第 2 四半期報告書、第 40 期第 3 四半期報告書及び第 40 期有価証券報告書が、いずれも第 40 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第40期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第40期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第40期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第40期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号9

金融商品取引法172条の4第2項の規定により、被審人の第41期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に係る課徴金の額は、

- (1) 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(63,377円)

が

- (2) 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となる。

上記1の第2に掲げる事実につき

金融商品取引法172条の2第1項1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

平成21年12月4日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$357,400,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 16,083,000 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満を切り捨てて、16,080,000 円となる。